佐賀県教育委員会訓令甲第4号

本 庁 教育事務所

教育庁専決規程(平成7年佐賀県教育委員会訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。 平成28年10月4日

佐賀県教育委員会教育長 古 谷

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。	
改正前	改正後
<u>(教育情報課長専決事項)</u>	
第8条 教育情報課長は、次に掲げるものを専決することができる。	
(1) 教育の情報化に関する施策の企画、調整及び推進に関する事	
<u>務を処理すること。</u>	
(2) 教育の情報化の推進に関する教職員の人材育成に関する事	
<u>務を処理すること。</u>	
(3) その他教育庁、教育機関及び公立学校の情報化の推進に関す	
る事務を処理すること。	
(教職員課長専決事項)	(教職員課長専決事項)
<u>第9条</u> 略	<u>第 8 条</u> 略
(学校教育課長専決事項)	(学校教育課長専決事項)
<u>第10条</u> 学校教育課長は、次に掲げるものを専決することができる。	<u>第9条</u> 学校教育課長は、次に掲げるものを専決することができる。
(1)~(16) 略	(1)~(16) 略
	(17) 教育の情報化に関する施策の企画及び調整に関する事務を
	<u>処理すること。</u>
	(18) 教育の情報化の支援に関する事務を処理すること。
	(19) 教育の情報化に関する教職員の人材育成に関する事務を処
	<u>理すること。</u>
<u>第11条</u> ~ <u>第20条</u> 略	<u>第10条</u> ~ <u>第19条</u> 略

改正前	改正後
(代決の制限)	(代決の制限)
第21条 代決者は、第18条から前条までの規定にかかわらず、代決しようとする事務が次の各号のいずれかに該当するものである場合においては、あらかじめ処理の方針を指示されているもの又は特に急を要するものを除き、代決することができない。	 しようとする事務が次の各号のいずれかに該当するものである場
(1)~(3) 略	(1)~(3) 略
<u>第22条</u> ・ <u>第23条</u> 略	<u>第21条</u> ・ <u>第22条</u> 略

附 則

この訓令は、平成28年10月5日から施行する。